

専門部会審議経過本審報告書（部会長）

1 はじめに

令和5年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月6日に鹿児島県地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計4回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

- (1) 第1回専門部会を7月24日に、第2回専門部会を8月2日に、第3回専門部会を8月7日に、第4回専門部会を8月10日に開催した。
- (2) 第1回専門部会においては、本年度より三者構成による審議は公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述を概ね15分以内で行うことが決定され、鹿児島県労働組合総連合及び日本民主青年同盟鹿児島県委員会より意見陳述が行われた。
続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

労働者側委員からは、主に、

- ① 足元の実質賃金は▲2.3%と物価上昇に賃金が追いついていない状況が続き、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識した議論が必要である。
- ② 雇用失業情勢については、完全失業率、有効求人倍率ともに2022年度目安審議時以来堅調に推移しており、雇用人員判断D.Iも人材不足感が示されるなど、近時の労働市場の改善傾向も踏まえた上で、最低賃金の引上げを検討すべきである。
- ③ 人材不足が顕著な中、中小・零細企業において、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務である。
- ④ 最低賃金は生存権と直結しており、生存権に地域間の差があってはいけない。まずは「誰もが時給1,000円」の早期実現に向け、東京都との額差（219円）縮小にこだわっていく。
- ⑤ 物価上昇が、特に低所得者世帯の生活に深刻な影響を及ぼしており、労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、最低賃金の引き上げが何よりも重要である。
- ⑥ これまでの審議では、ややもすると賃金交渉のような状況になりがちであったが、今回の審議は「大胆な最低賃金の引上げを実現することが社会的

な要請である。最も影響を受けるであろう、中小・小規模企業が抱える課題を共有するとともに、その解決へ向けた環境整備の審議を公労使でしっかり行い、逆に国や自治体、大企業など、広く社会へ要請していくことも重要である」との立場で審議に臨む。

との主張がなされた。

使用者側委員からは、主に、

- ① 全体としては、景気は改善傾向にあり、物価高で生活に大きな影響が出てきていることなどを考慮すれば、最低賃金を引上げることの必要性は理解している。
- ② 最低賃金は、コロナ禍にもかかわらず、この3年間で63円引き上げられており、多くの中小企業、小規模事業者から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞こえている。
- ③ しかしながら、近年の引上げペースは速すぎる上に、「過剰債務」、「物価高」、「ゼロゼロ融資返済」、「人手不足」などコロナ禍からの出口が見えず、体力が疲弊し、賃上げの余力が乏しい中小企業も多く出てきている。
- ④ 最低賃金は、法が定める三要素に基づき、決定されるものであるが、使用者側とすれば、特に企業の支払能力にしっかりと焦点をあてるべきである。との主張がなされた。

(3) 第2回専門部会においては、前回に引き続き鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

(4) 第2回専門部会においては、労働者側委員からは、文書と別冊資料が示されて、主に、

- ① 県内の経済状況は回復がうかがえる一方、人手不足はどの業種も課題であり、経営上の問題点は原材料価格高、人手不足・求職難となっている。
- ② 県内の新卒者の就職率について、コロナ前は約55%が県内で就職していたが、コロナ後は約60%で推移し、県内にとどまる割合が多くなってきているものの、毎年約2,000人以上の新卒者が県外で就職している。県内企業においても今までになかった水準で賃上げが広がっている。
- ③ 消費者物価について、鹿児島市の令和5年5月の対前年比の「総合」では3.6%の上昇、「持家の帰属家賃を除く総合」では4.3%の上昇で、生活関連が大きく上昇しており、最低賃金近傍で働く労働者の生活を圧迫している。
- ④ 国際比較においても欧米に比べると日本の水準は低く、働く国としての魅力が落ちている。
- ⑤ 鹿児島県の実質賃金は前月比3.5%減で14か月連続で減少している。

- ⑥ 地域における労働者の生計費及び賃金並びに事業の賃金支払能力や原価の経済状況、連合の今期春闘の有期・短期間労働者の賃上げ額、地域間格差是正等を総合的に検討した結果、53 円引上げ 906 円とすることを求める。と具体的な金額が提示された。

使用者側委員からは、統計資料等が示されて、主に

- ① 効力発行日について 10 月 1 日に必ずしもこだわる必要はない。
- ② 鹿児島県中小企業団体中央会作成の資料では、電気料金や送料をはじめ、調味料等の原材料費も軒並み価格上昇となり、売上は回復となっても、ゼロゼロ融資の返済も始まり、採算や資金繰りなど中小企業は依然として厳しい状況にある。
- ③ 賃上げできる企業はどんどん賃上げすべきだし、賃上げについて当然その必要があると認識しているが、持続可能な引上げも考慮する必要がある。
- ④ 国際比較については為替レート等もあり、単純な比較は困難と考える。
- ⑤ 鹿児島県商工会連合会作成の資料及び鹿児島県中小企業団体中央会作成の資料に掲載されている原材料費の高騰や人手不足などに対する経営者の生の声を紹介。
- ⑥ 賃金改定状況調査結果第 4 表③の C ランクの賃金上昇率は 2.7%を参考として、23 円引上げて 876 円を提示する。と具体的な金額が提示された。

- (5) 第 3 回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、文書と別冊資料が示されて、主に、

- ① 賃金改定状況調査結果について、第 4 表③は 2.7%ではあるが 6 月時点の数字となっていることから、今回の春闘結果がまだ反映されていないのではと考え、賃金上昇率を十分考慮する必要がある。
- ② 日本銀行発表による企業物価指数（6 月速報）は改善傾向にあり、前回の第 2 回専門部会使用者側提出資料の、鹿児島県中小企業団体中央会作成の資料でも前月比、前年比とも改善している。
- ③ 生計費について、昨年 10 月から今年 6 月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は 4.3%と全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となっている。なお、エネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」も 9 月使用分までとされており、10 月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。帝国データバンクによると、食品値上げの年間累計ではバブル崩壊以降で類を見ない記録的な値上げラッシュとなっており、今後も物価の上昇は続き最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていく。

- ④ 価格転嫁について、鹿児島県では「パートナーシップ構築宣言」を実施している企業はわずかであり、また、「価格転嫁の円滑化に関する協定書」も結ばれていない。
- ⑤ 鹿児島県の実質賃金は14か月連続で減少しており、連合が掲げる「誰もが時給1,000円」への早期実現に向け、諮問に沿って地域間格差の是正を図るためにも47円引上げて900円とすることを求める。
と新たな金額提示がなされた。

使用者側委員からは、

- ① 中賃の目安小委員会に置いて公益側が目安を出す際に、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く」の去年の10月から今年の6月までの対前年同月比である4.3%を重視したとのことであり、これを鹿児島市に当てはめると、3.7%という数字になる。したがって、853円に3.7%を乗じた32円を提示する。
- ② なお、前回の第2回専門部会労働側提出資料の中で、賃上げ状況の表の99人未満に係る定昇相当込み賃上げ計の率は2.94%となっている。鹿児島では99人以下の企業が約96%であり、3.7%はこれを上回っている。
と新たな金額提示がなされた。

- (6) 第4回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。
労働者側委員からは、「連合の今季春闘の賃上げ割合をもとに44円引上げて897円とすることを求める。」と新たな金額提示がなされた。

使用者側委員からは、「目安を尊重し、39円引上げて892円を提示する。」と新たな金額提示がなされた。

- (7) これまで4回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3 結論

第4回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金853円を44円引上げて、令和5年度の最低賃金を897円としたい。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名（公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員0名）、反対3名（公益委員0名、労働側委員0名、使用者

側委員 3 名)となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 897 円に改定することを、
当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここに報告する。

公益委員の見解

令和5年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会では、「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2023』に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、各種経済指標から県内の経済が回復基調にあることから一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労働者側が労働者の生計費であるとの見解である一方、使用者側は通常の事業の賃金支払能力であるとの見解であり、提示額の隔たりが生じるに至った。
- 3 一方で、中央最低賃金審議会の目安小委員会において今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配意する必要がある。
- 4 消費者物価について、鹿児島市の令和4年10月～令和5年6月における「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年上昇率の平均が3.7%であるものの、これは経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により上昇率が抑えられたものであり、政策効果がない場合においては4.4%程度になることが推定され、さらに複数の生活必需品について本土

に比べ離島における価格上昇率が大きいことを考慮すると、示された目安額 39 円は現在の最低賃金額 853 円に対して 4.57%となるが、これは鹿児島県の物価水準において妥当であると判断した。

5 地域間格差について、統計によれば、鹿児島県からは毎年首都圏、関西圏、福岡県を中心に転出超過が続いており、特に 15 歳～29 歳の若年層においてその傾向が顕著である状況である。賃金の格差はこうした県外への転出の一つの要因であるとも考えられることから、地域間格差是正は重要な観点であり、スピード感をもって是正を進める必要があるとの認識のもと、割合のみならず実額においても A ランクとの差を縮めることを考慮して、目安額に 5 円を上乗せし A ランクの目安額を上回る必要があると判断した。

6 これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、44 円引上げて、令和 5 年度の最低賃金を 897 円としたい。

7 一方で、引上げ額が過去最高となり、3 年で 100 円を上回る引き上げとなることから、原材料費等の高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況もあるなど厳しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を強く求めることとしたい。